

## 渋江抽斎と津軽一粒金丹

松 木 明 知

### 1 「渋江抽斎」と津軽一粒金丹

〔1〕「渋江抽斎」は鷗外の数多くの史伝の中でも白眉と称され、幕末から明治維新を経て明治に至る激動の時代を社会的背景として、渋江抽斎一家を描いて余すところがない。

鷗外は「渋江抽斎」のその(一)において次のように記している。

しかし抽斎は心を潜めて古代の医書を読むことが好で、技を傳らうと云う念がないから、知行より外の収は殆ど無かつただろう。只津軽家の秘方一粒金丹と云ふものを製して賣ることを許されてゐたので、若干の利益はあつた。

これによって渋江抽斎は弘前藩からの知行の他に、秘方「津軽一粒金丹」を製造販売して、幾らかの収入を得ていたことが理解されるであろう。

最近著者は津軽一粒金丹の包紙を入手したが、それは偶然にも渋江家のものであり、これによって従来知られていなかった数多くのことが判明したので報告する。

## 2 津軽一粒金丹の成分

津軽一粒金丹の成分については、阿片、腦朧の勢、麝香、龍腦、辰砂、金箔などであるが、詳細については、既に拙著<sup>(2)(6)</sup>の中に詳しく述べたので繰り返さない。

弘前藩で一粒金丹を「他邦になき秘薬」と称した理由の一つは、成分の一つに阿片が含まれていたことである。当時阿片は、日本の他の地域では生産されず、阿片を含有した製剤が殆どなかったからこのように呼称したものであると推察される。

しかし津軽の一粒金丹の処方是中国の「医学入門」<sup>(8)</sup>に記載されたのと大約同じである。このことから、上方での阿片の古称が「津軽」であり、津軽地方にケンが足利義満時代に渡来したという口碑が残されていることを考慮に入れるならば、津軽地方へケンが渡来したのがより早く、その後中国から「医学入門」などが舶来され、弘前藩の医官がケンから阿片を採取する知識を持つに至ったものと考えられる。

## 3 渋江家の津軽一粒金丹の包紙

従来の研究によっても、津軽一粒金丹について未だ不明な点が少なくない。津軽一粒金丹に大小の二種類があったことが知られているが、現在までの調査によれば現物は伝世されていないと思われる。

さて著者が入手した包紙は写真①のようである。一粒金丹を入れる状態では、縦二・五センチメートル、横一・五センチメートルの大きさである。表面に「一粒金丹 津軽醫官 渋江道純」と三行に記されている。「道純」とあるから渋江抽斎が用いていたものであることが理解される。

「一粒金丹」の右肩に二個と、道純の左下に二個の朱の押印が披見されるが、「官許」「渋江」以外の二個は、しかるべき人にも見て戴いたが判読できず、検討中である。

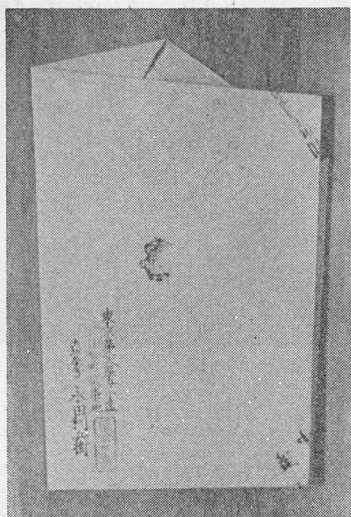


写真 2 包装 (裏)

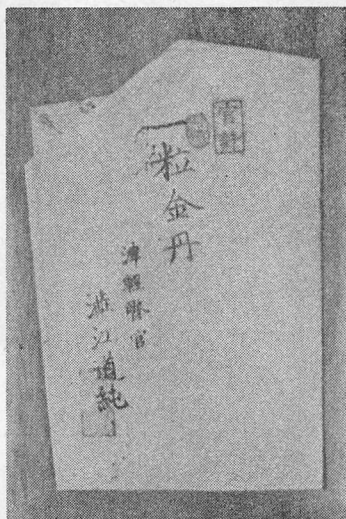


写真 1 包装 (表)

裏面は写真②のようで、左下方に「東京第一大区五ノ小区伊勢町貳番地大阪屋号永田利兵衛」と三行に印刻され、地番の下に朱で「價金廿五銭」とある。

拡げて見ると表は写真③のようであり、裏は写真④のようである。大きさは縦三八・三センチメートル、横五一・八センチメートルである。裏面の文面を記しておく。

此薬本藩の秘方にて世間名を同じくするものの類に阿らざる本藩の醫といへとも許しなき者は、私に製春(す)亨る事得す然に近來狼に贗偽して秘方越犯春(す)もの阿り故に此度能書を改め印章を以て世間同名異方のものと別川能書の印章と此名前なきは本藩秘方の製に阿らず

文化十一年甲戌夏四月

右の文面は、弘前藩医和田支春が寛政十一年(一七九九)七月に公布した「一粒金丹試功」と題する一枚刷(写真⑤)の最後の文面に近似している。参考のために記しておく。

此薬我が藩の禁方にして、固より他邦に無き処、仮令我が藩

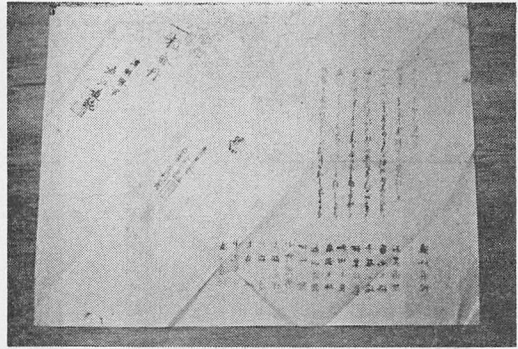


写真3 包装紙(表)

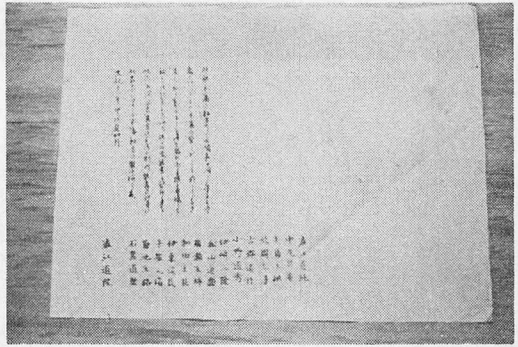


写真4 包装紙(裏)

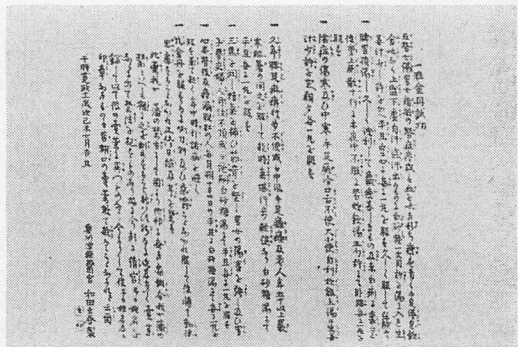


写真5 一粒金丹試功

の醫といへとも、猥に之を製すは能わす、然るに近來多く売薬などに出て秘方を犯すものあり、故に今斯に請、官子の姓名を録して以って彼の売薬に異つものなり、今よりして後、予の姓名及印章なきもの皆糊口の売薬敢て欺かるることなかれと云爾

両方の文意は大約同じであることが容易に理解されよう。

前述したように、津軽一粒金丹は元禄時代に和田玄良によって弘前藩に伝えられたものであり、恐らく玄良を中心とする小数の藩医たちによって処方改良がなされたものと思われる。このことは弘前藩四代藩主信政公の事蹟を述べた「奥



「富士物語」に「薬種数も却て増り候得共、薬味分量共格別不同相違在り、……功不功爰に定る也」とあることによつても容易に理解されるであらう。そして他藩では容易に入手できない津軽特産の「阿片」を含有しており、わずか数人の藩医のみがその製造を許可されたため、実際には中々入手し難い貴重薬であった。このため模倣品が出廻ったのである。偽物が出たということは、逆に言えばそれだけ津軽一粒金丹に人気があり、需要も多かったことを暗に示すものであらう。

#### 4 包紙に記された弘前藩医名

包紙には弘前藩医十五名の名前が連記されている。右方から記すと次のようになる。

手	伊	和	廣	松	伊	小	古	北	矢	中	波
塚	東	田	瀬	山	崎	野	郡	岡	嶋	丸	江
元	俊	玄	玄	道	三	道	道	太	玄	昌	道
瑞	民	良	琢	圓	隆	秀	作	淳	碩	庵	純

菊池玄格

石黒道歴

渋江道陸

右の十五人全員が津軽一粒金丹の製造を許可されたのか、販売のみを許可されたのかは、さらに詳細な検討を要するが、少なくともこの文面から製造と販売の両方が許可されたものと考えられる。

これより以前、一粒金丹の製造がわずか一部の藩医のみに許されていたためその処方秘密が途絶する危機が何回もあった。例えば寛延三年（一七五〇）の弘前藩の記録には、和田玄春、菊池道坤の病死によって、わずか松山道圓のみがこの秘方を伝えるのみであり、道圓自身になにか起れば秘方が途絶するので、もう一人他の藩医へ伝授することを許可して欲しいと願ひ出て、藩医松本玄可への伝授が許されたと次のように記されている。

寛延三年五月八日

松山道圓申立候、私儀先年より一粒金丹調合御用被仰付候、和田玄春、菊池道坤申合相勤候処、兩人共先頃病死仕候  
ニ付、右調合御用私咎人ニ而、若し病気差合等上而御用御差障ニ相成申候、今咎人江仰付度旨申出、松本玄可可被御付  
候

このような事情があったため、後には、多くの藩医がその製造を許されるようになったものであろうし、それに加えて、津軽一粒金丹が有名になればなるほど、需要が増して、わずか数名の医家の手による一粒金丹の生産のみでは、増加する需要に応じきれなかったことも十分に考えられるところである。

さて前述した弘前藩医の序列は右から算えるのではなく、左から算えるのが正しいと考えられる。

一番右の「渋江道純」は、抽齋のことである。一番左の「渋江道陸」は抽齋の父親である。このことから次のようなことが推察される。すなわち弘前藩では、文化十一年（一八一四）にこの一枚刷を刷ったが、初めは「此葉……」の文面と許可された藩医名のみを印刷しておいた。そして後に一粒金丹製造を許可された藩医が増えるに従って、その氏名を追加して印刷していったものであろう。その証拠として写真を見ても分かるように氏名の頭の線がきちんと並んでおらず、その間隔も区々である。

抽齋の父道陸が一粒金丹の製造の伝授を受けたのは文化十一年（一八一四）であったが、抽齋が御目見したのは文化十一年（一八一四）十二月二十八日であり、一粒金丹の製造の伝授を受けたのは、ずっと後の文政五年（一八二二）一月十五日であった。

これからでも、氏名が後に追加印刷されていたことが推察される。

しかし少し時代が下って天保四年（一八三三）九月当時、一粒金丹の調合を許可されていたのは、江戸では矢嶋玄碩、小野道瑛、湯浅養仙、渋江道純の四人、国許では手塚春亮、広瀬養甫、伊東春昌、菊池玄屯、和田友輔の五人、合計九人で寛延三年当時に比べると国許だけでも一人増えて四人になっていることが分かる。

したがって一粒金丹の製造を許されていた藩医は時代によって極めて区々であったが、後になるほど増加したことが推定される。

国許ばかりでなく、江戸においても一粒金丹が生産されたが、そうすれば、阿片が津軽から江戸へ運搬されたはずであるが、その経路や生産高については現在のところ全く知られていない。

## 5 販売の時期について<sup>(9)・(10)</sup>

「大阪屋号 永田利兵衛」の住所は「東京第一大区五の小区伊勢町貳番地」と記されている。

明治四年（一八七二）四月五日に大政官布告によって制定された戸籍法の中で東京府に大区小区の区画が定められた。さらに六月九日の府令によってそれまでの区画を改正し、六つの大区、二十五の小区を設けた。その中の第一大区は初め三つの小区に細分されていたが、後に五つの小区に改められた。この時期は明治四年十一月二十八日以降であった。しかし明治十一年（一八七八）七月二十二日に公布された郡区町村編制法によって「大区」、「小区」の区画制は廃止された。

したがってこの包紙は明治四年十一月末から同十一年七月末日までに使用されたものであることが理解される。

明治十年の「売薬規則」と「毒薬劇薬取扱規則」によって一般の売薬には劇薬である阿片の配合が禁止されたため、これ以降の一粒金丹には阿片の配合はなかったが、大阪屋から販売されたこの包紙の一粒金丹には阿片が含有されていたことは確かである。

## 6 一粒金丹の価格

幕末の一粒金丹の価格は大十五粒または小三十粒で金百疋であったという。この包紙の裏面の大阪屋号永田利兵衛の右に「価金廿五銭」と朱の押印があるから、粒数は不明ではあるが、一袋二十五銭で販売されていたのは確実である。

前述した区制から推定される明治七年から同十一年頃の白米一〇キログラムの値段を調べてみると、明治五年には三十(H)六銭、明治十年には五十一銭であった。

二十五銭の一粒金丹を明治十年の値段とすると、二十五銭は約白米五キログラムの価格に相当する。これを現在の価格に換算すると約二〇〇〇～二五〇〇円となる。決して安くなく、むしろ高価な薬であったことが理解されよう。

### 参考文献

(1) 森鷗外 森鷗外全集 第一六卷所収 岩波書店 昭和四十八年 二五七～五一六頁



- (2) 松木明、松木明知 津軽の医史 津軽書房 昭和四十六年 五九〜六二頁
- (3) 松木明、松木明知 統津軽の医史 津軽書房 昭和五十年
- (4) 松木明、松木明知 津軽の文化誌 津軽書房 昭和五十八年 一五八〜一六一頁
- (5) 松木明知 麻酔科学史のバイオニアたち 克誠堂 昭和五十八年
- (6) 松木明知 津軽の阿片に関する新知見 日本医史学雑誌 三〇巻 一号 昭和五十九年 九〇頁
- (7) 奥富士物語 青森県双書 第八集 青森県学校図書協議会 昭和二十八年
- (8) 宗田一 日本の名薬―売薬の文化誌―八坂書房 一九八一年
- (9) 明治七年三月八日現在町村名抄録 東京府史 行政編 第一巻 昭和十年所収
- (10) 区制沿革 都市紀要五 東京都編 昭和三十三年
- (11) 週刊朝日編 値段の明治 大正、昭和風俗史 朝日新聞社 昭和五十九年 一一五頁

## Chusai Shibue and Tsugaru-Ichiryu-Kintan

by

Akiomo MATSUKI

Recently the author found a wrapping paper for the famous "Tsugaru-Ichiryu-Kintan" Pills, which was used by Chusai Shibue, a famous physician who belonged to the Tsugaru feudal clan. The wrapping paper is 51.8 cm by 38.3 cm in size with wood printing which includes the names of fifteen physicians of the Hirosaki feudal clan, as well as an explanation of the pills. These physicians' names are very important to the study of Tsugaru-Ichiryu-Kintan.

In the center of the paper, it reads as follows "Ichiryu-Kintan. Tsugaru Ikan Shibue Chusai".

On the other side of the wrapping paper, it reads as follows: “Tokyo Daiichi Dai-ku Gono Shoku, Isecho, 2 Banchi, Osaka Yago Nagata Rihei, price 25 Sen”.

This residence system was employed in Tokyo during the period from November 1871 to July 1878.

It is not known to us how many pills were included in the wrapping paper, however, the price of the Ichiryu-Kintan was twenty five Sen, which would be equivalent to about 2000-2500 YEN today (1984).